



平成 29 年 6 月 30 日

「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」の制定について

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、経営理念及び経営姿勢に基づき、平成 29 年 3 月 30 日に金融庁より公表されました「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、当行における「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定いたしました。

この方針に基づき、全役職員が更なる進化に挑戦するとともに、真のコンサルティング営業の実践を通じて、より質の高いサービスの提案に努めてまいります。

なお、本方針に基づくアクションプランにつきましては、適宜当行ホームページにて公表してまいります。

以 上

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部広報室	檜山	内線3730
TEL 029-859-8111			

『お客さま本位の業務運営に関する取組方針』

筑波銀行は、経営理念及び経営姿勢に基づき「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。

当行はこの方針に基づき、全役職員が更なる進化に挑戦するとともに、真のコンサルティング営業の実践を通じて、より質の高いサービスの提案に努めてまいります。また、より良い業務運営を実践していくために、取り巻く環境の変化を踏まえ定期的に方針の見直しを図るとともに、取組状況を公表してまいります。

1. お客さまの最善の利益を追求し、満足していただけることを第一に考え業務運営に努めてまいります。この取り組みが、当行の安定した収益基盤の確保につながるということを、全役職員が意識するとともに、企業文化として定着していくよう努めてまいります。
2. お客さまの金融知識や資産状況等を十分把握のうえ、資産運用及び資産形成の意向やニーズに沿った、適切かつふさわしい商品・サービスの提供に努めてまいります。また、お客さまの投資目的やリスク許容度等に応じて、適切な商品を選択していただけるよう、商品ラインナップの整備に努めてまいります。
3. お客さまへ、金融商品やサービスの提供に係る重要な情報の提供及びその対価である手数料等の費用の内容について、理解していただけるよう丁寧な説明を行ってまいります。また、お客さまに直接ご負担いただく費用がない保険商品においても、保険会社から代理店である当行に支払われる手数料を自主的に開示いたします。
4. お客さまの利益が不当に害されることがないように、「利益相反管理方針」に基づき、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を特定して分類するとともに、対象取引の管理方法、管理体制を明確にして適切に管理してまいります。
5. お客さまに選ばれ続ける筑波銀行であるために、全役職員が本方針を実践するとともに、常にお客さまの最善の利益を追求できる態勢の構築に取り組んでまいります。

以上